

BPO 報告

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

年次報告会特集号

NO.83
2010.4.28

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7320 (事務局代表) FAX. (03) 5212-7330
〈視聴者応対専用電話〉(03) 5212-7333 <http://www.bpo.gr.jp>

放送倫理・番組向上機構（BPO）は、3月25日に東京・千代田区の千代田放送会館で2009年度年次報告会を開催して、BPOの構成員である放送各社を対象に1年間の業務報告を行いました。今回の報告会では、昨年と同様、理事長の開会挨拶と3委員会の委員長にご講演をいただきました。本号は特集号としてその講演録を掲載します。

- | | | |
|---------------------|--------------------|----------|
| ●開会挨拶 | BPO理事長 | 鮎戸 弘 1 |
| ●放送倫理検証委員会の活動を振り返って | 放送倫理検証委員会委員長 | 川端 和治 3 |
| ●放送人権委員会の活動を振り返って | 放送と人権等権利に関する委員会委員長 | 堀野 紀 11 |
| ●青少年委員会の活動を振り返って | 放送と青少年に関する委員会委員長 | 汐見 稔幸 22 |

開会挨拶

BPO理事長 鮎戸 弘



本日はお忙しい中、BPOの2009年度年次報告会にご出席くださり、ありがとうございます。

私が理事長を拝命してから3年になりますが、この

間、BPOに対する苦情・意見は、2006年には1万1000件、2007年度が1万7000件、2008年度は1万6000件、2009年度、つまり今年度は3月末までにはおよそ2万5000件になるという予想です。3年間で2倍半になっているということです。

これはひとつには、新聞などのマスメディアがBPOの決定をかなり詳しく報道してくださり、知名度が上がったということが考えられます。特に今年は話題性の高い決定が多かったということもありますが、それにしてもBPOの活動が社会的に

評価され、認識されるようになったということは言えるのではないかと考えております。しかし、これらの意見のほとんどが苦情、お叱りの意見という状況です。これは昨年、一昨年、ほとんど変わっていません。「BPOがいくら勧告をしても、見解を出してもテレビ番組はよくなっていないのではないか」、「BPOは機能していないのではないか」という意見、それに関連して「BPOはもっと厳しく監視し、規制しなければだめだ」という意見が相変わらず多いという点は、誠に残念であります。これらの苦情の中には、BPOの本来の役割をしっかりと国民の皆さんにお伝えすることによってかなり軽減することができるものもあるかと思えます。これはBPOの今後の課題だと思っています。それから、もっと厳しく監視して、規制せよという声に関しましては、BPOは、番組を監視したり、規制したりするところではなくて、放送事業者が自主・自律的に改革していくことを助ける第三者機関であるということを、繰り返し、

主張していくということしかないと思います。

一方、放送事業者に対する権力の介入の危険性というのは一向に衰えていないと感じております。皆さんご承知のように、2007年の放送法改正のときには、総務省が問題のある番組に対しては嚴重注意を行って、改革・改善の方法も提出させるという権限を盛り込んだ文言が予定されていたのですが、民放連・NHK・新聞協会も反対して、最終的にはBPOが機能している限り、そうした指導は行わないということに落ち着きました。当初の文言も削除されました。BPOもこの2007年に放送番組委員会を改組して放送倫理検証委員会を立ち上げ、放送業界がみずからを律する強い決意を内外に示したわけであります。

このときから2年間は総務省からの指導はまったくありませんでした。ひとまず安心したのですが、2009年度前期になって嚴重注意が立て続けに3件出ております。ということは、総務省がBPOは機能していないと判断したということになるわけです。BPOの委員会も言論の自由に対する危機であるということで見解を明らかにしました。政権が民主党に代わり、原口総務大臣は日本型FCCを設置するという議論の中で、番組の質についてはBPOに任せて、日本型FCCの中ではそういうものは議論しないと断言されましたので、ひとまず安心したところですが、これから本格的な検討が始まるわけですから、どういう結果になるかまったく予測は不能という状況です。

しかも、これだけ番組への苦情もあり、政府の動きもあり、なかなか改善が進まないということになると、「BPOを放送局は“隠れみの”に使っているのではないか。そんなBPOは要らないのではないか」という意見も出てきています。これではせっかく放送事業者の皆さんの努力でスタートしたBPOの実が実らないということになってしまいます。なぜ、BPOの決定が出ててもテレビ番組がなかなか変わらないか。ひとつには、BPOの決定が番組を制作している担当者の皆さんのところまで届いていないということがあるかと思えます。

それからもうひとつは、BPOの決定に番組制作者の皆さんが納得できないということもあるようです。

第一の点ですが、地方の制作部門、または制作会社の皆さんとお話をしたりしていると、現場で働いている皆さんは忙しくて、BPOがどんな決定を出したといったことを勉強している暇がないということをよく言われています。まずは決定が浸透するよう、さらなる努力が必要である、ということがあるかと思えます。それから、BPOの決定が出たときに、「わが社でなくて他社であってよかった」とか、「勧告でなくて見解でよかった」というような意見もよく聞きます。どの局に決定が出たとしても、同じような問題を放送局はすべて抱えているはずだから、これを他山の石としてそれぞれの放送事業者が改革を始めてしてほしいというのが本来の目的であったわけですが、なかなかそうはなっていないということがあるかと思えます。

第二の点で、BPOの決定に対して納得がいかないということもよく聞かれます。この点については私の個人的な意見であります。まず、BPOの決定は完全なものでも、最高のものでもない、限られた時間の中で、限られた委員の方々が真剣に議論に議論を重ねて到達したひとつの結論である、したがって、自分たちに納得できないことがあっても、制作者の皆さんが持っているものとは少し違うカルチャーがあり、違う視点があるということ謙虚に見つめて改革をスタートしてほしいということを申し上げております。

ただ、一方的に宣告するのではなくて、BPO側も当該局または放送事業者の皆さんの意見をいかに吸収していったらいいかということには、努力をしているつもりであります。3つの委員会、それぞれ目的も違い、内容も方法も異なりますけれども、委員会の決定を当該放送局に伺って詳しくご説明したり、また地方でも何社かが集まっていたいで説明会をしたりしています。委員の方々が放送番組の制作の現場に赴いて、実際に見学し

ながら現場の皆さんと意見を交換するという
ことも、トライしております。

さきほど放送事業者とBPOとのカルチャーの
違いということを申し上げましたが、もうひとつは、
放送事業者と視聴者、国民とのカルチャーの
違いというものもぜひ考えていただきたいと思
っております。番組を制作しておられる方々
は大先輩の方々から伝授された番組制作の
ノウハウ、視聴率を稼ぐためのノウハウ、
そういうものをしっかり身につけて番組を
作ってきた、そういうプロであるという自
負があるかと思えます。にもかかわら
ず、さまざまなミスが続出し、批判が出て、
BPOからも勧告などが出るということであ
れば、やはりそれを配慮した改革をぜひ進
めてほしいということでもあります。

最後に、これもいつも申し上げていること
ですが、BPOの存在というものが制作者の

人の足かせになって、よりよい番組を作れ
ないということになってしまったら、これは
本末転倒であります。最近では各局への
意見の中で、「BPOに言いつけるぞ」とい
うような意見まで出ていることを聞いて
おりますが、本来の目的はまさに言論の
自由、報道の自由を守るために民放・
NHK各局の協力でできた第三者機関であ
ります。まずは果敢によりよい番組を作
るために挑戦していただきたい。そこで
BPOの決定が出るようなことがあれば、
それを考慮して、再考して、改革のため
の努力をしていただく、その努力が放送
界全体に広がっていく、そういう形で放
送事業者の皆さんとBPOが緊張関係の中
でお互いの理解を深めてこの仕事を続
けていくということができるよう、そし
て国民のテレビに対する信頼を高める
よう、一緒に努力していきたいと思っ
ています。

放送倫理検証委員会の活動を振り返って

放送倫理検証委員会委員長 川端 和治

放送倫理検証委員会の委員長を務めて
おります川端でございます。

放送倫理検証委員会の活動の報告とい
うことですが、当委員会は、具体的な
番組についてそれが放送倫理上どん
な問題があるか、あるいは虚偽放送
の疑いがあるかどうかということ
を検討する委員会でございますので、
具体的な番組についての意見とし
てどのようなものを発表したか、あ
るいはどのような勧告をしたかとい
うことを要約しまして、その報告に
代えさせていただきますと思います。

2009年度の活動

まず審理案件、これは虚偽放送関係
です。それが1件。それから審議案件、
これは放送倫理に関する案件とい
うことになります。それが3件ござ

いました。3件目は意見書を近日中
に公表することになっております。
(※注・平成22年4月2日に「TBS『報
道特集NEXT』ブラックノート詐欺事
件報道に関する意見」を通知・公表
しました)



審理案件『真相報道バンキシャ!』 (2009年7月30日通知・公表)

最初に審理案件です。日本テレビの『
真相報道バンキシャ!』の問題があり
ました。これは岐阜

県の職員が架空工事を発注して裏金作りをしているという匿名の通報があって、それが真実であるということをも前提に放送したという問題です。岐阜県は、そういうことはないはずだと、徹底的な調査を行いました。結局、この情報提供者自身が別の事件で裏金作りに関わって逮捕され、その後、実はこの岐阜県の問題についてはまったく虚偽の話放送局にしたと告白したことによって、虚偽放送であるということが分かったのです。

日本テレビは、放送法4条による訂正放送を昨年3月1日しております。しかしこの事件はそれだけでは終わらずに、岐阜県がこういうことが本当にあるのかということ調査せざるを得なくなったことで県の業務を妨害したとして、この情報提供者が偽計業務妨害罪の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決が確定しました。つまり、虚偽の放送が行われたというだけではなく、実はその虚偽放送の結果県の業務の妨害という犯罪行為が行われたという形になったわけです。この件については、事実が分かった直後に訂正放送が行われ、視聴者に著しい誤解を与えたということが明らかでしたので、審理を行うことを決定いたしました。

事案の内容、性質から考えて、これは事実をきちんと調査しなければいけないと考えました。放送倫理検証委員会には、特別調査チームを編成できるという規定があり、そのチーム編成についてアドバイスするという役目で高野弁護士が当委員会の顧問に就任されているので、その高野顧問に依頼して事実調査を委ねたわけでありました。特別調査チームには委員会からも2名の委員が参加しました。これは放送倫理検証委員会が発足して以来、初めての特別調査チームを設置した事案ということになりました。チームは弁護士数名で構成いたしまして、委員会から派遣した2名の委員と共に関係者にヒアリングを独自に行いましたが、日本テレビが既に詳細な内部調査もされておりましたので、その正確性も検証しました。

この調査では、放送した内容が虚偽であるということをも日本テレビが知りえたかどうかというこ

とが問題になったわけでありましたが、裏金作りの告発者の住所と裏金口座の届出住所が同じであるということをも、日本テレビは取材でつかんでいました。また、実際にはこの裏金の送金では意味のないものだったのですが、このキャッシュカードで裏金を作っているということで、放送の際に非常に重要な証拠として示されたキャッシュカードがあるのですが、これが新しいので、おかしいのではないかという疑問がありました。局の取材者が告発者に問い正したところ、「いや、それは新しいキャッシュカードの交付を銀行の窓口で受けました」と言っていたという説明があって、それで納得していました。皆さんもご存じのとおり、キャッシュカードが銀行の窓口で交付されるということはありませぬ。必ずその口座の本人に届くように別に郵送されるものですので、ここはおかしいと、放送する側として疑問を持たなければならぬことは明らかであったにもかかわらず、それが究明されないままに放送に至ったということが確認されたのであります。

この事案は、非常に社会的影響の大きい、つまり岐阜県の業務が一部妨害される結果になるほど影響の大きい、しかも内容的にも本当であれば大問題になるというような告発証言の事案です。それを扱っていたにもかかわらず、そして岐阜県のほかにも山口県と同じようなケースも扱っているのですが、いずれも裏付け取材が必要十分だけ行われていなかった。その結果、真実であると放送する側が信じるに足る相応の根拠というものがないにもかかわらず、放送されていたと委員会としては判断したわけです。そのような放送ですから、当然、放送倫理違反の程度は重いということでありまして、裏付け取材が十分になされていれば、虚偽の告発情報がそのまま放送される事態とはならず、番組が犯罪行為の手段とされることもなかったということで、勧告という、これも初めてであります、重い結論を出したのであります。

勧告の内容は、「まず検証番組を制作しなさい。それを全国放送しなさい」ということでした。そ

の検証番組については企画段階から放送に至るまでの経緯について自分でしっかりと検証した上で、どうしてそういう虚偽放送になってしまったのかという教訓を明らかにし、さらに今後このような事態が再び起こらないように、それを防ぐための具体策も盛り込みなさいということであります。

委員会では、この問題はたまたま取材に当たったスタッフの技量が不足していて、真実でないことを言われていることを見抜けなかったという問題ではなくて、むしろ番組制作の組織構造の問題の方がこういう虚偽報道に至ってしまった原因として大きいのではないかということが議論されました。この『バンキシャ!』の制作には、チームが作られて、現場での取材と、それから局内での編集というのが行われています。現場で取材する人、これは実は社員ではない制作会社から派遣されているアシスタント・ディレクターですが、それと、社員であるデスク、あるいはプロデューサーとの役割分担が機械的に二分されていたために、現場取材に向かった側は指示された内容をそのまま映像にして戻ってきて、「これで自分の役割は終わった」と思ってしまった。一方局内でそれを最終的な放送番組に仕上げる側は直接取材をしていませんから、直接取材対象者といろいろ話をして、さらに突っ込んでいけば疑問を持ったかもしれないようなことについて、何も疑問を持ちえないまま、それが真実でないということを見過ごしてしまったという問題があるのではないか。ある意味で双方の無責任なもたれ合いというようなことが行われた結果、虚偽放送に至ったのではないかということでもあります。

『バンキシャ!』の制作のスケジュールというのも問題でした。実は放送が1週間延期されたために普通より長い取材期間になったのですが、基本的にはその週末だけで取材してすぐ放送するという前提の番組であるわけです。それで放送日が延びたために若干の追加取材が行われましたが、基本的にはすでにでき上がっているものを放送し

たということで、そういう体制で県の裏金作りの内部告発についての調査報道ができるのだろうかということが問題になりました。裏付けするにはもともと時間が足りないのではないかという疑問です。金曜日までに県に取材をしなければもう土曜、日曜になってしまうので放送できないということで、取材の日程がきわめて限られていたわけです。そもそも十分な裏取りができないような体制で番組を作っていること自体に問題があるのではないか、というようなことが委員会で議論されました。

委員会としてはそういうことを踏まえて検証番組を作ってほしいと申し上げたわけですが、その検証番組を作る際に、やはり局の内部でその番組制作に当たった方たちに闊達な議論をしていただきたい、そして現場の議論によって現場の仕事に実際に使える実戦的な倫理というものをみんなできちっと考えて作ってほしい、ということを目指したわけでありました。

日本テレビは、この勧告に従って検証番組を制作しまして、8月23日に、『バンキシャ!』の番組枠内と、その日の深夜からの特別番組で放送しました。そして検証結果の報告書を委員会にも提出し、局のホームページにも掲載いたしました。委員会では検証番組についてもいろいろ意見がありました。検証番組自体が、委員会勧告の記者会見の映像を軸に構成されていたので、結局委員会の意見をなぞっているだけというような印象を受け、肝心の、注意深く制作していればひっかかったはずの問題をなぜ見過ごしてしまったのかという、その先への突っ込みがどうも足りないというような意見も結構ありました。しかし、検証番組をていねいに作って放送したので、われわれの勧告は履行されているということで、結論として、検証番組の制作とその放送を高く評価して了承するということにしたわけでありました。

この問題については、日本テレビの報告書や関連報道記事を一緒にしたブックレットを昨年12月に刊行しております。

同じような、真実であるということがはっきりしない放送が行われた問題として、この委員会が発足して最初に取り上げたTBSの『みのもんたの朝ズバッ!』、不二家関連2番組という案件があります。日本テレビのこの事案は、2件目の審理案件になったのですが、1件目は勧告には至らなかったのです。しかし今回は勧告を選択したので、なぜより強い対応になったのかということも、委員会の判断基準を示すという意味でこのブックレットの前文で明らかにしております。ひとつは、こちらのほうは虚偽放送であるということが明白であるということです。次に、虚偽放送の結果の影響にしても、この放送によって岐阜県の業務が妨害されたとして刑事訴追まで行われたという重大な結果をもたらしてしまいました。3つ目が、これがわれわれとしては特に言いたいのですが、一応、不二家案件では真実と信じるに足る相応な裏付けとして、独立性は疑わしいにしても、もうひとつ第三者の裏付けの発言の取材があったわけですが、こちらはそうではなかったということであり、裏付けというものがいったい何なのかということが理解されていないのではないかと疑いすら持たれた番組なのであります。情報提供者の話の内容にリアリティーがあるとか、真実性があるとか、あるいは本人がいろいろ証拠を示したということで、「あっ、これは真実だね」というふうに信じたということなのですが、これは裏付けではありません。物証があるじゃないかと思われたのかもしれませんが、物証というのは、それが事件とどう結びつくかということが認定されなければただの物にすぎないわけです。この場合は情報提供者が「これはこういうものですよ」という説明をした。そうすると、ただのキャッシュカードが、実は県職員が裏金作りのために用意したキャッシュカードというふうに意味付けされるわけですが、そういう意味付けは情報提供者が勝手にしているだけで、キャッシュカード自体をいくら眺めたって何も分からないわけです。ですから、独立した第三者の裏付けが必要なのであって、そ

れが裏付け取材ではないかということでもあります。

不二家案件のときに、あれも裏付け取材としては不十分だったわけでありすけれども、その点を意見書の中で、「これでは困る」ということを指摘したにもかかわらず、その教訓がまったく学ばれていない。しかも関係者のヒアリングをした際に、不二家の案件やほかの意見書も読んでいないし、そもそもBPOというものが存在していることすら知られていないということが分かりまして、われわれとしては「そうかもしれない」と思っていたことですが、「やっぱりそうであったのか」ということで、非常にながかりした事案でもありました。

審議案件『ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか～第2回問われる戦時性暴力～』 (2009年4月28日通知・公表)

次は審議案件です。審議案件の第1件目は、4月28日に決定しました。この審議自体は昨年度にもう開始されて相当長期間議論した案件であります。NHKの『ETV2001』の「シリーズ戦争をどう裁くか～第2回問われる戦時性暴力～」という番組についてです。

この事案は、BPOの放送倫理検証委員会で審議してほしいということで申し立てがあった事案ですが、当委員会は申立権を認めていないので、取り上げるか取り上げないかはわれわれの判断であるという、そういう規約になっております。それで取り上げるか取り上げないかというのが、実はこの問題の一番議論した点であります。なぜかと言いますと、この放送は8年も前、今からだと9年前になりますが、2001年の放送であるということと、その番組に意見を述べる識者として登場している在米の研究者が、自分の発言を勝手にずたずたに編集されたために、まったく無意味な、訳の分からないものにされてしまったということで、BRC（※注：「放送と人権等権利に関する委員会」の以前の略称）にすでに人権救済の申し立てをし

て、BRCから「これはおかしい」という意見がもう出ている、そういう事案であります。さらに裁判で争われていて、これはこの戦時性暴力の法廷を主催した側が取材される際に、こういう番組になるといろいろ説明を聞いた内容とまったく違う内容が放送されてしまい、権利侵害があるということで最高裁まで争われました。その裁判は、最高裁で、編集の自由であり権利侵害はないということで原告敗訴となっています。そのために、今われわれがこの問題を取り上げて何か意味があることができるのかどうかと、あるいはわれわれにこういう問題を取り上げる権限というものがあるのかということで、随分議論をしなければならなかったわけです。

でも、この問題についてはNHKが、東京高裁の段階できわめて詳細な事実経過、NHK側の認識する事実経過というものを出しております。もちろん訴えた側は、それは事実と違うと主張しています。政治家との関係についてまるで違うことを言われているというようなことを争っていたわけですが、いずれにせよNHK自身が認めた内容があるということと、最高裁判決では高裁が行った事実認定の相当部分を原審で適法に確定した事実として引用しておりますので、その2つを基礎にして何か言えるのであれば取り上げられるのではないかということになりました。このように議論した結果、NHKの自主性、自律性に疑問を生じさせる内容がこの中にあるということになって審議入りをしたわけです。それでNHKに質問書を送ったわけですが、その回答で、「今はこういう問題はまったくない」ということをNHKが明言した場合には、今さら意見を言う必要があるのかということになってしまわないか、というふうにも思いましたが、NHK自身が、「今、基本的にそういうことはしていないけれども、絶対にしないということはない」という趣旨の回答だったので、それならばわれわれが意見を言う理由があるだろうということになりました。

委員会の意見は、「NHKが自認した事実を前提

としても幹部、管理職層が指導した番組全体に影響の及ぶ改編、とりわけ放送当日の乱暴で性急な改編は、放送局として、また放送人の倫理として当然目指すべき質の追求という番組制作の大前提をないがしろにするものだった」ということを述べた上で、NHKの番組制作部門の幹部・管理職が行った番組放送前の政府高官、当時の与党有力政治家との面談と、それに前後する改編指示、及び国会担当局長、番組制作側じゃなくて国会担当局長が制作現場に行って、直接改編を指示しているという事実があり、これはNHK自身も認めていることなので、「これはNHKの自主・自律を危うくして視聴者に重大な疑念を抱かせる行為である」と認定しました。その上で、NHKの国会対策部門と放送制作部門の間の明確な任務分担と組織的な分離、つまりお互いに勝手に行き来をしないということを求めたわけであります。さらに委員会では、最終的には国会担当局長、あるいは制作の一番トップである放送総局長と番組制作局長から改編を指示され、これに番組制作を担当していたチーフプロデューサーが最後まで強く抵抗したわけですが、結局その業務命令的な指示ということで押し切られている事実があるのですが、そういうことで表現の自由というのが本当に守られるのだろうかという疑問が提起されました。日本では放送を行うのが放送局である以上、放送局が最終的な編集権を持つ、これは最高裁判決でもそうですが、そうである以上、どういう番組を放送するかは、最終的には経営のトップが決めるべきものだという議論になっているわけです。けれども、本当にそれでいいのだろうかということで、ドイツでたまたまその問題がいろいろ議論されているということがありましたので、そういった論点についてのメモ、いわば資料集を作って、これを業務命令と制作者の自由を巡る論点の整理として、この意見書に添付してあります。添付した上で、この問題についてどうすべきかということについて、「NHKの中で、自分でもう一度検証してほしい」ということも申し上げたわけであります。

その意見に対して、NHKから回答がまいりまして、ひとつは、この番組の放送前に放送総局長が政治家に面談したことや、国会担当局長が編集作業に立ち合ったことについて、われわれが「それは自主・自律を危うくする行為でしょう」と、「視聴者も、それでは重大な疑念持って当然でしょう」と申し上げたことについては、真摯に受けやめるということを言われたわけです。さらに、国会議員に対する番組内容の放送前の直接説明ということももうしていないし、国会対応の窓口と放送制作現場の組織的分離はすでに実現しているということですので、今後はこういう形での問題は起こらないということがはっきりしたということで、そのことは委員会としては評価するということになったわけです。しかし委員会の意見の中に、「番組の完成度という面で言えばこの改編はそれを損なうものであった」ということを書いていることについては、NHKから、放送倫理検証委員会は放送倫理というルールに照らして判断するところであって、番組の内容の質とか完成度というものを議論するというのは非常に疑問であるという意見が寄せられたわけであります。この問題についても、委員会はブックレットを刊行しましたが、このブックレット自体はこれから放送の自主・自律、あるいは制作者の表現の自由と局の持つ編集権の相克といった問題について討論する際の資料としてほしいということで一冊にまとめ、その前文で、NHKから疑問が呈された番組の質の問題について回答することにしました。

大前提としては、放送倫理検証委員会の運営規則4条に「放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する」という規定があるものですから、放送番組の質の向上というのはそもそも放送倫理高揚に並ぶ委員会の任務であり、質の問題を取り上げたこと自体が委員会としておかしいということにはならないでしょう、ということです。放送番組において質を追求するということは、放送人にとっては究極の倫

理のはずではないでしょうかということを上げたのです。ただ、われわれはあくまでもBPOの中の1組織ですので、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与するという範囲内で、われわれの審議も審理もすべて行われていますから、そういう意味では放送倫理とまったく無関係に放送の質・完成度について、いわば評論家として評論するというようなことはできませんし、また、してもいないということでもあります。それでは、なぜ、この意見書において質に言及したのかということでもあります。最後の改編が一番決定的な改編であったわけですが、安全を考えて改編を指示したということはNHK自身が認めているわけです。その安全がどういうことを意味したかということ、従軍慰安婦の問題については、そもそもそういう問題自体が存在していないという議論まであるわけですが、そういういろいろな意見、それからこの女性国際戦犯法廷についてのいろいろな意見を、全部公平にというか、機械的に両方の見解を並べなければならないということです。しかしその結果、肝心の番組として何を言いたいのか全然分からないものになってしまったのではないかと委員会は指摘しています。NHK自身が自認する放送担当局長、放送総局長と内閣官房副長官の面談の事実と、その後の具体的な改編の内容の事実といったものと、それからこれは4本のシリーズの中の1本ですから、委員会は4本のシリーズがどうなのかということ全部比較しながら視聴したわけですが、非常に単純に言って、通常44分枠の放送で他の3本は44分放送されているのですが、これだけは当日そういう性急な改編、改編というかカットをしてしまいましたので、この番組だけ40分しかないということからいっても、質の追求に反する改編が行われていたことは明らかではないかということを上上げたわけであります。

もうひとつ、この8年も前の放送について、いったい何が真実だったのかということ委員会としてはどう扱うかということも大問題になったのですが、われわれとしては、独自の新たな事実調査

はしないと決め、それを出発点にしました。これは非常に重要で、これによって「そんな意見は勝手に認定した事実による意見だから、全然何の価値もない」というような反論はできないという形にしたわけであります。もうひとつは、今申し上げたとおり4回のシリーズの映像それ自体から何が言えるのか、言えないのかということにも取り組んでみたわけであります。放送倫理検証委員会はいろいろな意味で事実を認定しなければならないということがありますが、それはあくまでも局側の自主的・自律的にされる調査結果を踏まえて、それが合理的かどうかを検証し、あるいは第三者、有識者の立場から評価するというものでありまして、何か独自の捜査機関としていろいろな事実を能動的に調べるということは考えておりません。それが明らかになったのがこの事案であるかと思えます。

審議案件「最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見」 (2009年11月17日通知・公表)

審議案件の2件目は、昨年11月に決定した「最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見」であります。これも実に長い間議論を続けたのですが、なぜそういう議論になったかといいますと、先程から触れているわれわれの基本的な任務、すなわち放送倫理というものに照らして何か問題はないかということ審議するのがわれわれの基本的な立場であるということに関係します。「最近のバラエティーはひどい」という視聴者意見がたくさん寄せられているわけですが、それはテレビ局側から言えば視聴率から見てもほんの一握りの人の意見に過ぎないわけで、「そんなもので断罪されても困る」というふうに言われるであろうし、また、もっとその根源に遡れば、そもそもバラエティーというのは既成の権威を笑う、そこからの逸脱によって新しい表現の領域を広げるという、そういうものではないかということです。あるいは、非常に低俗な番組だという批判は、実

は低俗な表現というものは意味がない表現だと言っているわけですが、低俗な表現がどこまで保護されるかということが、表現の自由というものの幅を示す一番重要な事実であって、そういう低俗なものを、そのすべてを許さないということになれば、どういう社会になるかということは、清潔な帝国と呼ばれたナチス・ドイツの例などを見ればよく分かるわけです。その意味で単に「これは低俗だ、くだらない」というようなことをわれわれが述べることで、局側が萎縮してしまう、本来バラエティーが果たすべき役割というのが失われてしまうのではないかと、最もテレビらしいジャンルを失速させてしまうのではないかと、これを非常に恐れたので、なかなか適切な意見が言えないということになったわけです。

それで考えに考えて到達した結論は、バラエティー番組について論じるのだから、この際思いきって今までの堅苦しい、裁判所のような判決スタイルの意見書はやめて、われわれがバラエティーをやってみよう、それについての批判は多分、ものすごくあるだろうけれども、そういう表現のスタイルで議論をすれば、さっき言ったように委員会が高みから、「この番組のここはこういう放送倫理違反だ」というようなことをあげつらう、そういう意見書にはならないのではないかとことです。特に、今度退任されましたけれども、委員の中には里中満智子さんという非常に著名な漫画家がいらっしまったので（※注：平成22年3月末任期満了）、意見書の中にイラストをたくさん入れていただいて、われわれが、バラエティーという表現を非常に重要に考えているということを主張しました。それは日本の社会のあり方、その中での民主主義の進展にも、実はエネルギーを与えている、だから頑張ってもらいたいと言っていることを理解してもらおうとしたわけです。このイラストは、そういう読み方をさせていただいてもいいのではないかと思います。

ただ、総務省の行政指導の対象となっている番組のほとんどがバラエティーであるという現実が

あって、民主党の政権に変わったことによって、やや風向きが変わっていますけれども、やはり表現に対する行政当局の介入を招く隙を見せているのではないかという問題と、それからむかしのバラエティー番組の全盛期と違って、まるで視聴者の質が変わっているのに、それを制作者の側が十分とらえきれていないのではないかという問題があることについては指摘しないわけにはいかないので、「バラエティーが嫌われる5つの瞬間」を定義しました。これもいろいろ誤解をされまして、「委員会がこういう5つの類型はだめだ」と言ったというような感じで受け取られている部分があるわけですが、そうではなくてあくまでもこれは「視聴者はこういうものは嫌うという意見をわれわれのところに寄せているのですよ」という例示です。だからそのことを自覚して、下ネタとかいじめや差別、内輪話や仲間のうちのばか騒ぎといったような内容になるものを作るときには、いや、それでもこの表現が、ここでは必要なんだ、これによって視聴者の新しい感性を揺さぶり、そしてその哄笑を誘うということができるのだという確信を持った放送をしてほしいというのがわれわれの意見であります。放送倫理として民放連の定めた基準があるわけですが、それを機械的に当てはめると、モグラ叩きをやるように、「あの番組のこの下ネタがいけない」、「このいじめがいけない」という意見書を連発しなければならないことになりかねないのですが、われわれはそのような放送倫理の捉え方をするつもりはないということです。やはりその表現者が表現の限界を越えて新たな表現を追求するというなら、その足は引っ張りませんよと。でも「当て逃げ」とか、「軽いのりの悪ふざけ」と書いてありますが、そういうことをよく考えないで問題領域に踏み込むというのはやっぱり考え直したほうがいいのではないのでしょうかということです。

それではどうすればいいのかということについては、やはり番組の制作現場あるいは視聴者と幅広く議論をしていかなければならない問題ではな

いのでしょうか、という意見を申し上げたつもりなのです。放送倫理というものは放送の使命追求と表現の自由行使という、これは放送のそもそもの存在理由ですが、その過程で当然具体的な番組、ある具体的な表現の関係で変わっていくものであり、そこに表現の幅が広がっていく可能性というのがあるわけです。そういうより新しい表現、より世の中を変えていくような表現を追求する永久運動の原動力になることこそ、バラエティーに期待される役割ではないかというのがわれわれの結論です。

この意見書は大きな反響を呼びまして、特にフジテレビが特別番組を制作し、もう1本、近いうちに放送されるようですし、「バラエティー宣言」というものも出しました。また3月11日に、民放連がバラエティー番組のあり方を考えるシンポジウム「バラエティー向上委員会」～作りたいバラエティー、見たいバラエティー～を開催し、バラエティー番組の制作者50人を集めて、放送倫理検証委員会の委員と壇上でディスカッションをして、意見を聞いたりしました。まさにこういう議論の展開こそが、われわれが求めたものであったわけです。この問題については民放連の放送倫理小委員会との意見交換もいたしましたし、BPOでもブックレットにまとめて近日中に刊行する予定です。

『報道特集NEXT』を審議中

最後に、現在審議中のTBSの『報道特集NEXT』の「ブラックノート」詐欺報道という問題があります（※注：4月2日に意見書を公表）。これは、取材の方法として外形的には窃盗罪あるいは信書開封罪、あるいは民法の不法行為に該当するのではないと思われる行為をした番組で、そのこと自体は放送倫理違反として論外ですが、もう一步踏み込むと、実は重要な問題が隠されています。それは制作会社と局の関係であります。

「現在の放送に共通する問題点」と書いたこのスライドは、昨年参加された方は、「あれっ、昨

年と同じスライドを利用している」というのがお分かりになるかと思いますが、ここで昨年指摘した問題が実は今年も問題であって、今年も具体的な事件が起こってしまったということで同じスライドを使うことにしました。制作会社への下請けが無責任体制を呼ぶのではないか。事実認定の方法について「裏取り」の基本動作ができていないのではないか。番組基準と制作現場の意識が乖離しているのではないかということです。それからバラエティー番組の質が劣化しているのではないかということは、去年のこの報告会で指摘したのですが、そのとおりの事案がわれわれの前に現れて、意見書を書かざるをえなかったということがあります。したがって次の「放送倫理検証委員会が目指すもの」という、このスライドも昨年と同じになったわけであり、われわれは放送事業者と一般社会の間に立って、表現者に自覚と反省を促すことによって、公的権力による表現の内容の規制を避けながら、適正な放送を実現するひと

つの力となるということを目指しております。その方法としては、具体的な番組について表現の自由をあくまでも尊重しつつ、放送倫理を守る立場から事実即ち意見を愚直に言いつづける。その積み重ねこそが番組制作者の自覚と自律を促し、放送倫理の向上という果実をもたらすであろうと思っています。

ただ、そのためにはそもそも意見書を読んでいただかなければ、特に放送番組の制作現場の方に読んでいただければ何も始まらないということがありますので、その点については局のほうでより一層の配慮をお願いしたいと思います。ただ、バラエティー番組の意見書は、非常によくバラエティー番組の制作現場では読まれたようでございますので、その意味での一歩の前進はあったのではないかと考えております。

以上で私の報告に代えさせていただきます。ご静聴、ありがとうございました。

放送人権委員会の活動を振り返って

放送と人権等権利に関する委員会委員長 堀野 紀

去年の年次報告会では、前任の竹田稔委員長からご報告申し上げたところであり、昨年4月から竹田稔委員長のあとを受けまして、当委員会の委員長を務めさせていただいております堀野でございます。去年の4月に委員長をお引き受けしてから、いきなり3件の申立て事案にぶつかりまして、3件並行審理という状況が生まれました。

委員会の定時開始は午後4時で、大体6時までという2時間を予定しておったわけです。しかし3件同時併行というのは初めてのケースで、その3件を次々と処理しながらも、またその間に申立てが起こるといって、たいへん忙しい1年間を過

ごしました。これは喜ぶべきことなのかあるいはどうなのか。私どものメンタリティーとして、どんどん事件が来てやり甲斐のある委員会にしてほしいという気持ちと、ますます視聴者からの不平不満が出されてくるといって状況が果たして好ましいのか、いつもジレンマに立つところでもあります。少なくともある意味においては、やり甲斐のある1年間を過



させていただいたというのが率直な感想でございます。

もう食事も抜きで午後8時、9時までというたいへんシビアな場合もありましたけれども、少なくともひとつひとつの事案については、委員全員が渾身の力を込めてその審理に携わってきたという自負だけは持っております。その結論が果たして正しいものであったかどうか、あるいは適切なものであったかどうかについては、これからのわれわれの委員会決定自体の検証を待たなければならないというふうに考えております。決定に対して不満を持たれた局もおありでしょうし、「ああ、助かった」と胸をなでられた、安心された局もありだったかと思えます。申立人の側からしても、自分たちの申立てがすべて受け入れられたということではなくて、根幹は認めてもらいながらもこの点を認めてもらえなかったのは不満だといったような、双方からの不満に私どもはいつも板ばさみの状況にあるわけでありませう。

傾向としてとらえるべきかどうかは別として、「徳島・土地改良区横領事件報道」というのは、これは野中広務氏からの申立てでしたが、それを初めとして拉致被害者家族会からの訴えまで含めて、キー局の大型情報番組における放送が問題になったというのも特徴的なことでした。

2008年度の審理

「徳島・土地改良区横領報道事件報道」事案 (2009年3月30日決定)

最初の案件、テレビ朝日の『報道ステーション』「徳島・土地改良区横領事件報道」でありますけれども、昨年3月30日に通知・公表したもので、これは去年の報告の中では結論がまだ通知・公表されていなかったということで、竹田委員長の報告には含まれていなかったもので、若干追加して私からご報告しておきたいと思っております。

この案件も含めて大型情報番組での問題の取り扱い方というのは、その議論、テーマの取り扱いにおいて、ある具体的な事実を取材して取り上げ

ることから始め、そこから敷衍して論評、意見にわたるところで締めくくるというそういう構造を持っております。

この徳島事件につきましては、徳島県のある土地改良区に勤めていた女性の職員が6億円もの改良区の金を横領して、息子を通じて暴力団の手に渡っていたというきわめてスクランダラスな事件でありました。この事件は、すでにすべての局がその事実については報道し、そして「そのカネはどこへ行ったのだろう」という観点からの報道は多々あったところであります。『報道ステーション』は、その事実を取り上げつつ、逆に「そのカネはいったいどこから来たのか」というそういう観点から構成した番組であります。これは、実はこの土地改良区では、国土交通省統括の事業と農林水産省統括の事業とが一緒に行われていました、国交省の河川改修事業と農水省のほ場整備事業です。そういうことで、両方の省の関係の補助金が事業主体である県に渡っていて、さらに農民から取得する土地の代金を土地改良区が預っていたというもので、土地改良区は、この事業の主体ではなかった。にもかかわらず放送では、土地改良区がその事業主体であったごとく、そして横領された補助金が農水省関係の予算から、補助金から来たものであったかのように報道した。そしてこれをこの放送の出発点として、その起承転結の結は、土地改良区の上部団体であり野中広務氏が会長を務める全国土地改良事業団体連合会が介存している。そこにジャブジャブと補助金が出されている、これがこの事件の背景だ、農業にはもっと必要なカネがあるのに、こんなところに使われてはかなわないという内容でした。ここにひとつの大きな飛躍、事実の取材における間違いと、その間違った事実から飛躍させた結論という形になった事案であります。その最後の締め、そういうふうに結び付けるにあたって、全国土地改良事業団体連合会、そこが農水官僚を参議院選挙に推薦するそういった激励会の映像が出され、そしてその激励会の中で野中会長の映像が大写しにされ、

「今回の予算においてわれわれは活目すべき成果を得た」という発言が放映されたわけでありませぬ。

野中さんの側からすれば、そもそも事実関係が誤っている。これは土地改良区が事業主体でない、全土連が土地改良区にカネを渡したわけでもない、それをこういった誤った報道をしているということと、なぜ自分の顔が出されなければならないのかという申立てでありました。

結論においては、名誉棄損という認定はしなかったのですが、名誉棄損をきたしかねない重大な放送倫理違反があるということで、勧告をした事案であります。

この件につきましては、私どもの中でもずいぶんたくさんの議論がありました。「これは名誉棄損にあたるのではないか」ということで非常に厳しい意見と、「いや、そこまでは言えない」という議論が対立しました。結論的には後者が多数意見になりまして、少数意見がついたという事案でありました。

これにつきましては、私どもとしては取材の際の裏付け調査、つまり、誰が行なった事業か、そしてどこからきたカネかということについて綿密な裏付け取材がなされていなかった。事後的に局は、事後の調査によって正しい認識に達したのではありますけれど、しかし、それを放送時点においては不十分にしかやられていなかった。事実取材の段階における不十分さが最後の起承転結の結の場面においてそぐわないといえますか、その番組全体の意図が説得力を持って放送されたとはいえず、かえって映像に出された人たちの人権にかかわる問題を生じせしめたという事案でありました。

2009年度の審理

「保育園イモ畑の行政代執行をめぐる訴え」事案 (2009年8月7日決定)

続きまして、本年度は、3件並行して申立てが開始されたということでありませぬ。ひとつは、保育園のイモ畑の行政代執行をめぐる訴えであります。これは映像をご覧になった方があるかどうか

分かりませぬけども、日曜日の午前中に放送されている、TBSの『サンデージャポン』でございました。

これは大阪府が高速道路の予定地として、ある保育園のイモ畑、子どもたちの食育教育のために使われているイモ畑を買収したいということに対して、所有者は断固として「そこに何も道路は必要ないではないか」と反対した。それから「食育教育の場を奪うというのはいかがなものか」ということでこれに反対をしていた。したがって、そこから行政、大阪府としては裁判手続きなどいろいろ併行しておりましたけれども、要するに行政代執行という形で強制的にそこを明け渡すという作業が予定されたわけでありませぬ。その前日、その幼稚園の理事が在阪のメディアに呼びかけて記者会見し、「そういう危険が迫っている」ということを恐らく訴えたかったのでしょう、記者会見をやりました。その際にたまたまある放送局の要請で、園児がイモ畑に並んでいるところの映像が欲しいということで、その映像を撮影したわけでありませぬ。

ところで放送はどうだったかということ、翌日の行政代執行の様子は各局のどのニュースも取り上げて報道いたしました。行政代執行がきわめて強行的に行われたという、これはニュース番組としてはほとんどの局がやったと思います。この『サンデージャポン』のやり方といいますのはその代執行が始まった状況を映しつつ、前日撮影した園児がズラッと並んだ映像をその中にはさみ込みまして、そのあとに行政代執行が完了するまでの間の映像を流し続けたわけでありませぬ。それに基づいて出席コメンテーターのトークが行われました。その映像から受け取られる印象は、行政代執行の現場に、前日の映像であるのにもかかわらずそれがあたかもその日の映像であるかのように受けとれるので、保育園の理事は、子どもを利用して執行を妨害する措置に出たという印象を与えるものとなりました。そのコメンテーターのトークは、「なんてひどい保育園だ、子どもを盾にして執行

を妨害している、正当な執行を妨害している。裁判だって終わっているじゃないか」と。ところが、実はこれも裁判は終わってなかった。それは結局その点は間違いを認めております。そういったことでトークがまたそれに輪をかけて、保育園の理事、保育園側を非難する論調が展開された。それによって保育園理事が名誉棄損の損害を受けたということで訴えてきた事案でありました。私どもがそれについて審理する段階において、すでに局はその前日の映像を撮影日時を示すことなくその中にはさみ込んだことについて、その誤りを認めて訂正放送をしておりました。そういうところでわれわれは審理に入ったわけであります。

しかしながら、その訂正ですべて終わったかと、そこで訂正が正しくなされておれば、恐らくこの問題は当委員会の審理案件とはならなかったのではないだろうと思われませんが、実はその訂正放送自体に問題があったという派生的な問題を生みました。その本体についてはすでに誤りを認めているのでそれほど争いはなかったのですが、その訂正放送が、実に木で鼻を括ったような何を謝っているのか分からないような訂正放送になったわけであります。私どもはその訂正放送について、その申立人側がきわめて不満であるという訴えも受けておりました。そこでこの案件では、どちらかということ、その訂正放送のあり方ということがテーマになりました。今まで訂正放送のあり方を論じた案件というのはほとんどなかったと思えます。

そこで、私どもがいろいろ議論した中で、訂正放送というのはきちんと行われなければ意味がないということになりました。その場合、一般視聴者に対し、間違っただけを報道したことを伝えてきちんとどこが間違っているかをお詫びすること、また被害を受けたとする人に対しては、やはりそのお詫びと同時に名誉回復に関する何らかの実効性のあるものでなければならぬといったようなことも含めた全部で4つの基準を示しました。それに照らして見れば、本件の場合、当日保育

園の園児を並ばせた事実はありませんでしたと伝えましたが、前日のものをはさみ込んだということを一と言も言わなかった。それから、裁判の判決が終わったと言っていたのは間違いでしたということの2つのことだけを述べただけで、聞いている視聴者にとっては、いったいこの放送局は何を訂正したのかということなのです。そのことによって申立人が果たして納得したであろうかということ非常に大きな問題として委員会で議論をしまして、4つの基準を示したわけであります。

この案件ではこれが非常に大きな問題としてクローズアップされて、のちに「BPO事例研究会」が開かれました。その際に、この基準について提唱した山田健太委員が報告者として出席して、その趣旨を説明したわけであります。

私どもは、訂正放送はどうあるべきかということ、基本的には、局の自律の問題であると考えております。したがって、私どもは訂正放送の内容まで指示する権限はないとは思っております。したがってその4つの基準といっても、これはいわば法律規定のような拘束力のあるものとして示したのではなくて、少なくとも訂正をするならば、この4つの点を考えてそして最良と考える訂正放送をやってほしいという要望でした。それに対してさまざまな議論がありましたけれども、その点についてはあまり大きな反論はなかったと思えますが、これが果たして全国の放送局に、他山の石としてあるいは訂正をする場合のひとつの教訓として受け入れられているかどうか、それを私どもは検証する術もありません。しかし、少なくとも間違っただけを放送をした時には、その当事者あるいは一般視聴者に対して、正しい事実とお詫びの意思をきちんと伝えるものでなければならぬだろうということについては、厳しく言ったつもりであります。これが本年度の第一の事案でした。

「割り箸事故・医療裁判判決報道」事案 (2009年10月30日決定)

次に、「割り箸事故・医療裁判判決報道」であ

ります。これはTBSテレビの『みのもんたの朝ズバッ!』でありました。事実関係はかなり複雑ですけれども、ご承知のとおり、この事案のもとになった事故というのは、4歳の男の子が盆踊りの時に綿菓子を買って、それを口にほお張りながら走って転んだ。その時に割り箸が、口内の上の方の柔らかいところ、軟口蓋にぶつかり、若干その先がずれて頸静脈が通っている骨の穴、直径5、6ミリの頸静脈の穴にその割り箸が刺さって中に残り、そのほかの部分折れてその行き先は分からなくなったという事故です。したがって園児がその医者のもとに来た時には、出血はしていない、それから脳の中に入り込んだ割り箸のかけらは外には出ていない、軟口蓋の組織によって覆われているためにそれは肉眼では確認できないという状況で担ぎ込まれたが、意識は鮮明であった、ときどき吐き気はあったけれども、それは口の中を検査したりした時のため、神経的なことで吐き気などがあったのだろう、それからバイタルサインにもあまり影響はないということで、その医師は、それ以上脳の中に割り箸が入っているのではないかとということや予測して治療をすべきであったかどうかという民事の医療裁判がありました。

その医療裁判の前に、医師が告訴されて、警察がこれを取り上げて刑事裁判が行われました。その刑事裁判において、医師はもっと詳しく問診をして検査をして、おかしいと思ったらそれを脳外科の専門医のほうへ送るべき義務があったということで、診断の過失は認めました。しかし、どんなにそれをやったとしてもこの傷では助かる見込みはほとんどなかったということで、結局、診断の過失はあったけれども、無罪という判決を出しました。しかし、ここで「診断の過失があった」と認定したことがひとつのこの事件の大きなポイントであります。その後、遺族は大学と医師を相手に、先ほど述べた民事裁判で損害賠償を求めます。刑事裁判で無罪になりましたが、過失ありとされたところを捉えて民事裁判を起こしました。そして民事裁判の判決の結果が出た翌日にこの番

組が放送されました。この民事裁判の結果はどうだったか。刑事裁判が認めた診断上の過失は認めずに、この事例はきわめて希有で、このような形で異物が脳内に進入し、そして何事も外見上異常が出てこないというような症例は世界で一例も報告されたことがない、かかる事例について、救急現場においてそれを予知しなきゃならない、予測しなきゃならないというそういう医療水準ではないというふうに、この具体的事件に限ってそういう判断をしたわけであります。

恐らくスタッフは前々からこの事件を追っていきまして、番組を作ったと私は推測いたします。その翌日に行われたこの『朝ズバッ!』でのこの問題に対する報道は、みのもんた氏の「これはかわいそうだ」という発言から始まりました。そのあと、数分間にわたるコメンテーターのトークが続きます。そのトークは、片方はより立証の厳しいはずの刑事事件で過失ありとされながら、より立証の緩やかな民事裁判で過失なしとされたのは、「これは不思議ですね。普通はそんなことないのですけども」、というところから始まりました。結局は、そこまでの医療水準を求めるのは無理だと言う判決は救急現場での医療水準のありようを緩めたものではないかという、つまり民事裁判批判といえますか、この被害者のかわいそうなことを見れば、この民事裁判はおかしいのではないかというような形で議論は終わっていました。そのことに対して医師側から申し立てられたのがこの事案でありました。

この番組では、民事裁判の判決がなぜ過失がないとしたのか。過失がないとしたのにも関わらず、なぜ当該医師の名誉が傷つけられるような発言が幾つも続いたのかということが、これが申立人の主張の趣旨でありました。

私どもは民事裁判と刑事裁判の違いを比較するというところで、局の側の放送意図はこの2件の判決の結果を比較して、その比較の結果から、救急現場における医療のあり方を議論し、そして救急現場でよりいっそう頑張ってもらいたいという、そう

いうエールを送りたいと、これが放送の意図だったということを説明されたわけではありますが、実はその準備において、きわめてずさんな経過があったことが判明しました。つまり、民事裁判の判決がなぜ診断上の過失がないとしたかについて、ほとんどといいますか、まったく判決を読んでいなかったというふうに疑わざるを得ないような状況が出てきたわけです。民事裁判の判決を読んでも、今私が申し上げましたように、これはきわめて希有なケースで、同じようなケースは、全世界において論文とかその他の文献において1回も出てきたことがないというケースであったということ指摘していることは、当然出てくるはずなのにでてこない。それから診断の過失を想定したいくつかの可能性を検討して、それがすべて証拠上否定されるという非常に綿密な判決でありました。ところが、そのようなことはその民事判決内容の紹介としては出てこなくて、むしろその判決の判断の内容の部分の文章にはない、医師側の主張の中にあつた文言を判決の文章として取り上げました。それは、「こんなことがあっても自然なことでは何ら過失はない」というそういった文言です。民事裁判は「そういう判決だったのだ」と。つまり民事判決では言っていない被告が言った言葉をそのまま「民事判決の言葉だ」というようにすり替え流用したということが審理の過程で分かりました。これはきわめて重要なことです。判決の批判をすることはメディアのひとつの重要な役割であつて、司法を正して司法を国民の常識の上に根ざしていくという上で、それは非常に意味のあるもので、企画意図については私どもも評価できると考えています。しかし、それが評価できるだけに、あまりにもそれに対して見劣りがするといいますか、不十分な準備しかしていなかった。そのことによって番組の企画意図が実現されていないし、その結果、その当事者である医師の名誉、あるいは救急現場の医師の受け止め方などに対してきわめて不適切な放送になったということで、これも重大な放送倫理違反があるとして勧告をい

たしました。

「保育園イモ畑」の事案と「割り箸事故」の事案について、私はTBSに招かれまして200人ぐらい参加された中でこの2つの事案について報告をさせていただき、問題点を指摘させていただきました。そのことはまたあとでちょっと触れたいと思います。

「派遣法・登録型導入報道」事案 (2009年11月9日決定)

3番目の事案は、これも大きな問題でありまして、人材派遣法の中で、いわゆる派遣社員、登録型の派遣、この制度を導入したことについて、「この登録型を導入したことにいちばんかかわった人物は誰か」というテレビ朝日と朝日放送が制作した『サンデープロジェクト』での調査報道番組であります。

当時、東京・日比谷の派遣村が大々的な社会的な問題として報道されていた時期でありまして、問題の取り上げ方としてはきわめて時宜に適した問題提起であります。私どもはこの放送や調査報道の意図については高く評価しました。この申立人は誰かといいますと、1985年に、もともとの人材派遣法が制定された時の労働省の官僚トップと労働省と深い関係にあり労働政策の権威であった大学教授です。この2人がこの人材派遣法に登録型を導入した人物であるといった趣旨の印象を与える調査報道を、2回にわたって放送したのであります。その過程において2人は、「いや、それはもっと公明正大にやったんだ、われわれがこっそりと登録型を入れたとか忍び込ませたという問題ではない」ということで、その放送の中で使われた言葉を引用しながら、「われわれは不当に名誉を侵害された」ということで申立てをしてきたのであります。

私どもは、人材派遣法の分厚い本を読んだり立法過程を勉強したりしながら、事務局の調査報告に基づいて、仕事がない間は一銭も給料がもらえない派遣労働の制度がいつ入ってきたのかを調べ

ました。実際に入ってきたのはかなりあとの1990年代の改正の時でありませけれども、初めは業種を限って、その後は業種が拡大してということで、これが派遣労働者の最大の問題であったわけです。その大もとは1985年最初の人材派遣法の制定の時にあり「その2人がこの立役者であった」という趣旨の調査報道でした。

この2人は自分たちだけではないし、しかも悪くなったのはその後の改正であって、最初の人材派遣は、これは余っている労働力を流動化していくというようなことにおいて非常に有用な役割を果たした、妊娠や出産で仕事をいったん辞めた主婦たちが再び何らかの仕事に就けるようにとか、あるいは専門職、コンピュータとかそういうところの専門職がひとつの企業に永久に勤め続けることは難しい、むしろ必要などころへ派遣されて出ていくのが社会的な労働情勢の要請であるというようなことから人材派遣法を作ったのであって、事務職や単純労働などを対象とした登録型というのはその段階ではむしろ否定していたといった反論がありました。そこで、私どもの調査や度重なる議論の中で、結論的には、やはりこの2人だけのせいではないが、それは政治や大企業からの要請もあり、さまざまな力がこの立法には働いたことは間違いのないのですから、この2人だけが犯人だという印象を与え過ぎているのではないかという印象は持つけれども、この2人が大きな役割を果たし、その後の業種の拡大などに続く糸口を作ったこと自体は大筋において間違いはないということで、事実と異なる報道をしたという点については主張を認めませんでした。逆に、こういった問題について他社が取り上げない深い調査報道を企画したテレビ朝日と朝日放送に対しては、評価するという趣旨の決定内容の結論に至りました。

しかし、その中で放送された「この2人が元凶だ」というような答えを引き出す他の人々に対するインタビューで、「この登録型を導入したのは誰だ」あるいは「大きな役割を果たしたのは誰だ」というナレーションに直結して、映像の中では

「Aさんです」「Bさんです」と答えるインタビューの映像を放送していました。しかしそのインタビューの取材テープを文字起こしたものを私どもも検討しましたが、その質問と答えの間のずれもあり、その間にかなり長い陳述が挟まっているということで、「直結したものは果たして適切なインタビュー表現であったのだろうかというようなことなど、若干考えるべき問題がある」という指摘をして結論を出しました。

「拉致被害者家族からの訴え」事案 (2010年3月10日決定)

4番目は、これがいちばん新しい問題でありませけれども、テレビ朝日の『朝まで生テレビ!』に対して「拉致被害者家族連絡会」と「救う会」から申し立てられた事案です。「家族連絡会」というのは拉致被害者の家族によって組織されている会であります。それから「救う会」というのは、その家族本人ではありませんが、これを支援する団体のメンバーが組織している会です。私どもはこの2つの会からの申し立てについて、「救う会」については、直接の利害関係人ではないということで、委員会の運営規則に基づきこの「救う会」の申立ては取り上げないことにいたしました。しかし、家族会は団体ではありませんけれども、実は個人の集合体、被害者家族の個人の集合体であるということで、この方々の申し立ては適格性があると認めた上で審理に入りました。

申立ての対象となった日の『朝まで生テレビ!』では、日本の安全保障をテーマに論客を多数集めて、そして、田原さんが司会として切り回しをしています。しかし、決して他の人の発言を封じているわけではなく、議論を吹っかけそして引き出し、そしてその中でさまざまな多面的な観点から問題を論じていくという討論番組であります。問題は、この安全保障を取り扱う中で、北朝鮮の6ヵ国協議の問題に入った段階で、田原氏は持論として日本政府のやり方はおかしいと、アメリカがテロ国家指定を解除するにあたって、1年間は猶

予して、「その間、拉致問題についてちゃんとやりなさい」というようなことを言われていたのに、その1年間、日本政府は何もやってないと発言しました。何もやってない理由は、「日本政府は、すべての拉致被害者が生きているということを前提にし、全員返せという前提でやっている」と、それが日本の政府の基本方針である、その考え方に呪縛されて何ら有効な交渉をやっていないということでした。

それを言いたいがために田原氏がどんな発言をしたかという、「外務省も横田めぐみさんと有本恵子さんが生きていないことは分かっている」と発言してしまったわけです。田原氏は、「結局そういうことを前提にしてはまともな交渉はできないし、もし亡くなっているということをいえば、そこに出演していた山本一太氏ですか、自民党の参議院議員で拉致議連の主要メンバーなどからコテンパンにやられたり、田中均元外務審議官の自宅に爆発物が仕掛けられたりする事件が起きる。つまり、タブー視されている言論だと、それにあえて挑戦するためにこういう論評をした」という弁明であります。ただ、「2人が亡くなっている」という根拠については外務省の高官から聞いたというだけで、その外務省の高官が誰であるかを明確にせず、しかも外務省の高官が、「分かっている」というふうな発言をした実体的な根拠も示しませんでした。田原氏は、そういう発言をしことについては「非常に乱暴な言い方だった」という謝り方をしております、そういう謝罪はいたしました。しかし家族会はまったく納得はしなかった。もしそういうことを言うのであれば根拠を示すべきだと。そして局としては、田原氏に対してその根拠を示すように執拗に要求して、そのことを明らかにした上で放送すべきだということを主張して平行線をたどってきた問題であります。

私どもは、これについて、生死不明の家族について、「亡くなっている」という発言を断定的にしたことについては、名誉棄損に当たるかどうか

とか、あるいはどんな法的利益を害したかどうかについては明らかにしなくても、当然に不適切な発言であるという判断をいたしました。問題があったのは、この時発言したのは田原さんという、テレビ朝日の社員ではなく独立したジャーナリストとして、契約関係に基づいて『朝まで生テレビ』の司会を務めているわけです。その人が、独自の取材に基づいて得た知見を表明することについて、そこに局の責任が認められるかどうか。それから、そういった当事者の神経を逆撫でするような不適切な発言に対する謝罪としては、どうすべきなのかというようなことが問題になりました。結局、出演者の発言と局の責任というこの2つを分けて考えなければならないということになりました。私たちは、田原氏の発言に関する責任、そしてその情報源の開示とかあるいは根拠の明示という問題は、これは現在、有本さんと田原さんとの間で、神戸地方裁判所で争われている司法の場で解決されるべき問題であると考えています。

私ども放送人権委員会の証拠収集能力というのは、強制権限もなく証人を呼ぶわけにもいかない。田原氏を呼ぶわけにもいかない、そういう中で判断はできないということで、あくまで田原氏とそれから家族会との間で真相を明らかにしていただきたい。責任があるならばその責任を明らかにしてもらいたいと、その部分は委ねた感じであります。

私たちは、田原さんと共同作業をしている局の責任はどこまで認められるべきかということを議論しました。基本的には局の対応責任という点において問題があったという判断にいたしました。したがって、田原氏の責任そのものについて私どもは見解を述べているわけではありません。ただ、そういう不適切な発言に対して局はどうすべきであったかという点について議論を重ねました。

ひとつは、放送局はそういう発言が出てこないようにする注意義務があったかどうか、またそれは可能であったか。2つ目は、番組でそういう発言をした時に、局のチーフディレクターやプロデ

ユーザーは、その発言が問題のある発言だったと気がついたということですが、その時に何らかの措置をすることが可能であったかどうかと、可能だったら責任があるということになります。それから3番目に、それがもしできなかったとすれば、そのような発言のあとできるだけ早い時期に、その対応措置をしてきちんとした謝罪をすべきではなかったかという、そのような3つの観点から局の責任について議論をいたしました。

最初の「放送前にそういう発言をしないようにということが可能であろうか」ということについては、打ち合わせをする機会というのがあるかと思えます。番組での田原氏の発言は「このことを言っていていいかどうか迷っただけけれども」ということから始まるわけですから、あくまでそれは言うということが局にはまったく予測されなかったということで、日常そういう「名誉侵害を起こすようなことは言わないように」ということは言っているけれども、具体的にこの問題について、そういう発言を阻止することが事前に可能であったかという点においては「可能ではなかった」という判断をいたしました。次に発言が出た後の番組中ではどうかということでもありますけれども、あの番組はご承知のとおり、田原さんは最初から最後までずっと出演しており、わずかに時間が空くのはコマーシャルの時だけです。局としては、彼の発言が、彼が独立のジャーナリストであり独自の取材網を持っているために、その発言の真偽が分からなかったということ、これももっともだろうということです。私どもは、その番組中における局の対応責任についても「責任は問わない」という結論を出しました。

そうすると、残るのは、放送が行われたあと被害者家族が受けた精神的打撃に対する、あるいはその事実報道に対する訂正なり謝罪、これがどうかということでありましたけれども、これは文書などによる謝罪とか、局としては亡くなったという事実は確認できなかったという釈明をしており、一応のことはやっているわけでありまして。田

原氏自身も、「乱暴な発言だった」ということで謝罪はしているわけです。そして次回5月29日の『朝まで生テレビ!』の中で、局アナウンサーと田原氏が並んで謝罪をいたしました。しかしどうもその謝罪のやり方が、いったい何を誰がどういう役割分担において間違っただのかと、あるいは問題があったのかということの説明がきちんとなされなかったという印象はありませんでした。局はこの日の番組でも「亡くなっているという事実は確認できなかった。したがってそういう放送がなされたことについてはお詫びをする」ということは言いました。ただその謝罪の中で、田原さんとアナウンサーとの間で予期しなかったような掛け合いが行われました。田原氏としては、「いや、局に責任はなくて俺だよ」と言いたかったようですが、その辺のところ、実は謝罪放送までに、1ヵ月も余裕があったのですから、きちんとした打ち合わせのもとにきちんと行われるべきだったろうということ、そこに倫理上の問題があるという結論を出したという事案であります。

続けて2件について簡単にご報告いたします。

仲介・斡施解決

「旅館再生レポート・女将の訴え」事案 (2010年2月28日和解解決)

まず「審理入り後の和解案件」があります。これは宮城県の遠刈田温泉という仙台に近い蔵王に近い温泉地と島根県の温泉と2つの温泉を取り上げて、景気が悪い中で再生に向かって頑張っている温泉というフジテレビの取材番組でした。その遠刈田温泉のおかみさんが、「どうも自分たちに説明された取材意図がそのまま映像になったとは思えない」と申立てをいたしました。自分たちの温泉地はいかにも稚拙であり、右肩下がりのような旧態依然たる印象を与えている。「頑張っている温泉ということでやってくれる、積極的イメージでやってくれると思ったのとは違った」ということで申し立てられたものであります。もうひとつの島根の温泉のほうは、ある特殊なあるひ

とつの旅館を取り上げて、そこが「新しい工夫をして盛り上がりつつある」というような報道をしたものですから、これは不公平だということでした。ただ、これは人権侵害でもなければ名誉の侵害でもないということを申立人自身が認めておりましたし、一方フジテレビの側も、若干その取り扱いについて誤解を招いたことがあったかなという事案でありました。私どもは、細かい映像場面についてひとつひとつ問題にしていくよりも両者の主張を取めながら和解をすることが適切な事案ではないかと判断しました。局の側としては、「取材の打ち合わせにあたってもっと気をつける」とか、あるいはおかみさんとしては、「テレビ取材というのはこういうものだよ」という頭で臨みなさいというようなことも含めて、両方の理解を求め譲歩し合うという形で、審理入り後の和解としては2件目の和解という形で終結しております。

現在審理中

「上田・隣人トラブル殺人事件報道」事案

次に、現在審理中の案件です。これは長野県の上田市における老夫婦の殺人事件です。1人は車でひき、1人は殺した上で家屋を炎上させたというかなり凶悪と思われる事件であります。これについて、これは隣人間のトラブルが問題だったということで、地元紙やテレビ局で報道したものです。テレビ朝日の『ニュースステーション』は、この事件についてかなりの時間が経過してから、「この問題はこういう問題ではないだろうか」という番組を放送しました。

ひとつは、従前の報道どおりにこれは隣人トラブル。要するに、車が出てくるのに人の土地を踏んだとか踏まないとか、あるいはそれを妨害するために鉄の棒を立てたとか立てないとかいったトラブルです。しかし、その鉄棒を壊しているところを写真に撮ったか撮らないとかそういう隣人トラブルが原因で、それを恨みに思った被告人が2人を殺害したというような基調の報道でした。これも起承転結の結は何かというと、全国にさまざま

まな境界争いがあるということで、そういう境界争いが原因となってこういう事件が起こるとするのは非常に不幸なことで、これについてはどうすればいいかを考えようということで土地家屋調査士の方にインタビューをして、現在はこういう境界争いについて、いろんな地方でまだまだ境界が確定していない隣人間の争いについて、新たな紛争調停機関において決めてもらって円満な解決する方法があるという、啓蒙的な番組として帰結しております。

申立人が問題にしているのは、そういういじめをしたと、殺された2人が殺した人をいじめていたというようなことが誤報であるということをおっしゃっております。審理はこれからです。その事件は、現在刑事裁判が行われておりまして、私たちはその中で、その両家族の関係がどうだったかという事実関係を、その裁判の中でどのように現れてくるかということを確認したいということで、明日（注：3月26日）がその判決であります。その判決を参考にした上で、私たちの判断を出したいと思っております。

結びとして

以上、放送人権委員会がこの1年間やってきたことについてご報告をしたわけでありましてけれども、いずれにしても、私どもがいつも念頭に置きそして局の方にも申し上げていることは、問題に大胆に切り込んでいくことはぜひやってほしいということです。このことは心から望むことです。それがまさに報道の使命であり、民主主義社会を正しく育てていくためのきわめて必要なことです。

特に、国家権力の監視をきちんとやるという意味において、例えば「人材派遣法の問題についての調査報道」、それから「割り箸事故」も、判決批判をきちんとやろうとしたという点において、司法権力の運用が正しく行われているかということを検証しようとした番組だと考えれば、その企画意図はきわめて重要なものであったというよう

に考えております。私どもは、報道は事実に則しながら大胆にやってほしい。ただやるならば、適切な題材を選びそして綿密に細心の注意を払ってやってほしいと。そうでなければ、人も傷つけることにもなり、その番組意図さえ実現できないのではないかということです。

先ほど放送倫理検証委員会の川端委員長が、質の問題をおっしゃっていました。私どももそういう形で裏からいう形ではありますけれども、やはりそういう立派なことを意図してそれを実現させようというならば、その裏付けになる事実関係についてはやはりきちんとやってほしい。そのことによって番組の質が向上するし番組の意図を裏切ることもないだろうと、こういうことを言い続けてきております。

いずれにしても、「大胆にして細心に」ということがひとつの私どもの委員会のキーワードであり、これからもっと分かりやすくその問題を述べていきたいと思っています。

最後に、私どもの決定が、先ほど鮑戸理事長や川端委員長からも言われましたけれども、どのような実効性があるのかということについて、私は委員会の決定というのは、裁判所の判決とは全然違うのではないかと考えています。つまり、決定を出して一刀両断に「どっちが黒でどっちが白」と言うわけではない。したがって私どもの使っている言葉も、「放送倫理違反」「重大な放送倫理違反」「放送倫理上が問題ある」「放送倫理上の問題はないけれども、要望する」と、最後の結論がいろいろな表現の仕方をしております。これにとらわれることなく、私どもはその中身において、ぜひとも双方向性を持って局と私どもの間でディスカッションをし、しかもそれは、単にコンプライアンス部とだけやるのではなくて、やっぱり現場の人たちともやっていきたいというふうに考えています。

そして、前にちょっとふれましたが、TBSで場の人たちとディスカッションをした経験が一度ありますけれども、私はその中で、局の方々から、

例えば「保育園イモ畑」の問題で、「いっぱいほかの局も放送しているのになんで自分たちの局だけが」と言われたこともあります。「万引きがたくさんいるのになんで俺だけが捕まるのかというのと同じ論理だ」ということで指摘されたこともあります。そういう狭い見ではなくて、やはり自分の局が取り上げたことについては、ひとつの偶然であるかもしれない、申し立てがあってもわれわれはやるわけですから、申し立てがないのにやるわけではない。したがって、鮑戸理事長が言われたように他山の石として受け止めていただきたい。たまたま名前が上がった局としては、それを他の局でもぜひ参考にしてほしいということで、大きな気持でこの問題に対応していただくことが必要じゃないかということを経験に結びたいと思います。どうもありがとうございました。

青少年委員会の活動を振り返って

放送と青少年に関する委員会委員長 汐見 稔幸



私どもの委員会は、放送と青少年に関する委員会、通称、青少年委員会とっておりますが、その委員長を今年度から担当させていただいている汐見と申しま

す。私自身もこのような仕事は初めてですし、またこの青少年委員会というのは他の2つの委員会に比べて、例えば倫理とか人権といった明確な指標があって評価するというわけではなくて、「青少年に対する影響」というかなり抽象的な視点から議論するものですから、その中身のあり方について模索しつつ活動しているというのが現状です。

青少年に対する放送番組の影響

まず「青少年に対する放送番組の影響」ということを議論する時の視点というのがいくつかありますが、これが実はたいへん難しい。というのは、青少年といっても、幼稚園のような子どもから小学生、中学生、さらには高校生ぐらいまでを指すわけですが、番組を見たことが子どもたちにどう影響するかということは発達の段階によってもかなり異なります。

ずいぶん前に、『ポケモン』で、番組を見た子どもたちに身体上の異変が起こるということは全然予想してなかったわけですが、そういうことさえ起こることもあります。例えば、虐待されて育った子どもたちが大人になった時にどうなるか、「自分は虐待されて育ったわけだから、自分

の子どもにはそういうことをしたくない」というふうになるだろうと普通は想定されます。しかし実際には逆で、虐待されて育った人がまた自分の子どもを虐待してしまう率というのは、かなり高いということが分かっています。

影響関係というのは、人間の心をくぐりますと非常に屈折して現れるということがあります。例えば、有名タレントが自殺したということがあった時に、それを安易な形で報道しますと後追い自殺がかなり多くたくさん起こってしまうということ、これも有名な話であります。テレビやラジオという公共の放送機関を担当しておられる方々にはそんな意図がまったくなくても、結果として、子どもたちの生活にネガティブな影響を与えてしまうということが、往々にして起こりうるわけです。そこである程度はしっかりしているものについては、さまざまな角度から市民を代表するという形でコメントさせていただくというのが、ひとつの仕事だと思っております。

「教養」とは何か

これまでは、番組の中に例えば暴力的なシーンが多いと、それを子どもたちが真似してしまうのではないかと。いじめのシーンが多いと学校で真似していじめてしまうのではないかと。判断力がまだ十分に育っていない子どもたちに結果としての行動のパターンだけをあまりにも過剰に報道すると、その模倣が起こってしまうのではないかとという視点からの意見が多かったのです。きょうは、そういうことではなくて、ここでは「教養」という言葉をちょっと取り上げましたけれども、子どもたちの教養形成という視点から、番組のあり方というものを私は考えていきたいということ、

最初にちょっと申し上げさせていただきます。「教養」というのは、突然古めかしい言葉で申し訳ないのですけれども、「教養とは何か」ということについてはさまざまな歴史的な議論もありますし思想史上の問題でもあるんですね。

ひとつの考え方というのは、自分の知っているさまざまな知識がつながってくるといいますか、文科系的な知識と理科系的な知識が実は深いところでつながってくるといような、そういう知識をつなげていくという、そういう力を「教養」といふことがあります。これは「パイディア」というギリシア語、「教育」とか「教養」という意味ですが、それを円環状にするということで18世紀のフランスで広がった考え方ですけれども「エンサイクル」を「サイクル」にする、「エンサイクロパイディア」という考え方が広がったわけですが、これを「百科事典」と訳しています。もともと理科系の知識、文科系の知識なんて分かれていなかったものがだんだん分かれていったのは本来おかしいという考え方があるわけですが、そういう意味でつなげる知識、能力という意味での教養ということもあります。

もうひとつ、一人一人の人間が生きていく時に、どのようなことに関心を持って生きているのかということが実は生きる上で決定的に大きなことだということです。その関心のあり様と、持った関心をどちらの方向に向けて発展させようとしていくのかというその関心の向かう方向、その「心の中の内的システムのことを実は教養と言うんだ」と言った哲学者がいて、私はそれに強く共鳴しているわけです。これは、三木清と一緒に獄中で死んでしまった戸坂潤という西田幾多郎の弟子だった人ですが、その『教養論』にある考え方ですね。毎日どういうことに関心を持ってわれわれは生きているのか、普通の主婦が何に関心をもって生きているのか。その集まったものがその国の国民の教養だということなのであります。

同じように、例えばアメリカで9・11テロ事件があったあとに、その関心をどちらに向けていく

のか、「許せないから戦争だ」と、「やっつけろ」という形で発展させるのか。それとも、「なぜアメリカがそういう目にあわなきゃいけなかったのかということについてもっと冷静に議論しよう」という方向に向けるのか、これが教養であります。これを「関心の発展的なシステム」というのはそういう意味でありまして、「戦争へ、戦争へ」という教養もあれば、「ちょっと冷静になれ」という教養もあるわけです。

「教養」とマスコミ

なぜこんなことを申し上げているかといいますと、マスコミ、特にその中でもテレビ、ラジオの影響は圧倒的に大きいと思うのですが、マスコミはその国民の教養というものを、「何に関心を持って生きていくのか」ということに対する影響力という点では、決定的に大きいということを考えざるをえないからであります。

マスコミは何をその仕事としているのか。それは国民の教養形成にあずかっているのだというふうに私は思っております。つまり、「国民が何に関心をもって生きていくのか」「その関心をどちらの方向に発展させようとしているのか」ということに最も深くかかわるのがマスコミだと思っています。だから、そのさまざまな報道のされ方あるいは番組の作り方が、子どもたちのいわば教養形成というものに、長い間を通じてやっぱり深く影響していくわけであります。

同時に、現在の日本の社会では、マスコミは大きくは市場原理で動かざるをえないわけでありますから、視聴率というものが決定的に大きくなります。「こういう番組を作るとかなり見られる」「このタレントを使うと視聴率は上がる」というようなことがやっぱり決定的要因になっていくことが多いと思うのです。そういった市場原理の中での視聴率アップということをいちばんの基準にして考えてみますと、自分たちの作っている番組が、子どもたちの教養形成というものにどうリンクしていくのかというところが次第に見えなくな

っていくという可能性が起こりうるのではないかということ、私は危惧しているわけであります。そういうところに青少年委員会の役割もあるのかなと思っているわけです。

例えば、ということで申し上げれば、1日当たり2万5000人、1日当たり1500人という数字を見た時に、これは何の数字かと申し上げますと、「1日当たり2万5000人」というのは、現在地球全体で毎日餓死してしまっている5歳以下の子どもの数であります。「1500人」というのは、産んだ時に合併症でその場で亡くなってしまっている母親の数であります。こういうことについてはときどき報道されますが、その時にはそういう貧困の問題が地球規模で広がっているということは認識をしますが、報道されなくなると、そういう世界がまったくないもののように子どもたちは思うしまうわけであります。この1日2万5000人、年間で920万人ぐらいが餓死しているわけですが、1日2万5000人の子どもたちに、日本の子どもたちが毎日給食で残している残飯を配れば全員死ななくて済むわけであります。しかし世界の富の不平等な分配というのはそれを許さないわけです。そういうことを含めて、報道されていることが事実であり、報道されていないことは若い世代にとってはなかなか事実ではないという、その辺りの問題を念頭に置きながら、私たちはその番組に対するコメントというのを行なっていく、これが大事ではないのかというふうに考えております。

青少年委員会につきましては、私はまだ1年目でこれまでの歴史について詳しくは分からないのですが、先ほどの放送倫理検証委員会から、バラエティー番組のあり方についての意見が出ました。青少年委員会でも、このバラエティー番組の中でのタレントへの処遇のされ方、「これははじめではないのか」、あるいは「下ネタがひどすぎる」というようなことについての視聴者意見というのは非常に多数上がってまいります。それを「安易なバラエティー番組を作ることによって子どもたちにネガティブな影響を与えてしまうので

はないか」という形で意見を求めたところ、それが現場で、非常に少ない予算の中で必死に番組を作らなければならなくなっている今の放送現場の人たちに、深いところで届くというふうにはあまり思えないのです。そういうことを繰り返していくうちに、「BPOが問題ある番組をお白州に呼び出して通知をする」というような感覚になってきているということが問題になっておりました。

放送と市民

私は、そういうことは当然ありうると思ながらも、そういう関係というのは不幸であるというふうに考えまして、昨年4月以来、少しその関係を変えてみたいというふうに思って活動をしてきたわけです。「BPOというのはいったい何だろうか」ということについてずっと考えてきたわけであります。これは放送だけに限らず、私は今、地域作りなどにいろんなことにかかわることが多いのですが、これからの社会をつくっていく時に、国あるいは自治体という政治権力や権力を握っているような機関と、それから実際に生活している主体である市民と、そしてその市民がさまざまな購買活動を繰り返していく、あるいはそうした製品を作っていく商品を作っていくというその市場と、この3つが従来以上に緊密な共同関係というものを実現していかなければ、新しい社会というのはいまうまく作れないだろうということが問題になっています。

民主党政権になりましたけども、それが参考にしているイギリスのブレア政権です。そのブレア政権のモデルとなったのはギデンズの「第三の道」という考え方ですが、この「第三の道」という考え方は、市場を健全化することによって徹底的な力を注ぎながら、市場だけでは必ずしもすべての人間が幸せになるとは限らない。それは、市場には必ずネガティブな要素が付きまとうからだという考え方でありまして、格差の拡大などがそうですが、そのために強烈なセーフティネットを張るという。この市場の健全化、活性化とセーフティ

ネットの強固化というものが矛盾させないで行なうというのが「第三の道」だというふうに言われているわけですが、私自身それと似た考えを感じて持っております。

そこで、放送における市場原理というものを私はとても大事にしなければいけないと思っ
て、視聴率がひとつの判断材料になるのは仕方がないと思うのですが、ただ放送における市場原理というのは万能ではないということであり
ます。なぜかといいますと、市場原理というのは、その市場で購買する市民が、非常に普遍的理性的な判断能力を平等に有しているということがあ
った時はきわめて有効に働くわけですが、それは幻想にすぎないからであります。一方で、放送というのは幼い子どもも多く見ているわけで、上手に
活用すると購買意欲そのものをも放送で作り出すことができる。つまり、人間を操作し得るとい
う側面があるからであります。

それに対する「市民」というサイトというの
がありますが。これは「市場における購買者」とはまったくカテゴリーが違うと私は思っておりま
して、さまざまなアンケートを取って最大多数を代表するのが市民とは私たちは思っておりませ
ん。そうではなくて、「これがすべての人間にとっていちばん善いことではないのか」という公共善とい
う視点から、市民は、本当はこういうものを求めているのだというニーズを提示する。「市民的公
共善」の提示を行なう者というのが私の言う「市民」でありまして、そこには、歴史とか普遍価値、
あるいは全体性などの価値というものがかわってまいります。私は、BPOというのは、そのよう
な意味で市場原理で動かざるをえない放送と、またそうではなく「市民的公共善」というものを対
置しながら、その合意点、接面を充実させていくのが私たちの仕事ではないかと思っております。
その中で私どもは、子どもの心への影響、行動への影響という視点からその「公共善」というもの
を模索するというのが私たちの仕事だと考えているわけでありま

2009年度の青少年委員会の活動

こういった視点から、この1年間の青少年委員会の活動ということ
を簡単に振り返らせていただきたいと思
います。2010年2月末現在で、青少年に関する意見は1365件で昨年とほぼ同じです。
Eメールが67%。性別はおよそ3分の2が男性であり変わりません。年代別では30代が32%、40代が25%、20代が17%とな
って、20代と40代の比率が若干変わったということです。今年度、際立って多かったのは、昨年8月初旬から芸能人による一連の薬物事件に対する意見です。これは500件以上寄せられました。この意見を受けて委員会としては、青少年への影響を考慮した薬物問題報道についての要望を、少し遅れましたが11月の初めに各放送局に求めました。

また全体的な特徴としては、「低俗である」「マナーに反する」といった意見が377件と、これが多くなっています。それから「性的表現が露骨すぎる」というものですが、これが昨年度の44件から143件と非常に大きく増加して
いました。この「性的表現」については必ずしもバラエティー番組だけではなくて、ラジオ番組に対するもの
がかなり増えているのも特徴です。それから、アニメ番組に対してもこれがかなり多かったというのが特徴です。また、1年間を通じて同じ番組に対して20件以上の意見が寄せられたというの
は、昨年は3番組しかなかったのですが、今年は7番組が挙げられていました。特に多かったのはフジテレビの『めっちゃイケ!』とTBSの『ひみつの嵐ちゃん!』、それからフジテレビの『はねるのトビら』。これらについては罰ゲームについて非常に多くの意見が寄せられたのが特徴です。さらに若干特殊だったのですが、TBSの『アッコにおまかせ!』については、これは薬物事件を起こしたタレントの子どもがまだ未成年であるにもかかわらず、その子どもの顔写真を番組の中で映してしまったわけですが、これについてはかなり批判的な意見が集中的に寄せられました。

特殊な意見があったのは、テレビ朝日の『仮面

ライダーディケイド』で、数回続いた番組の最後で、「ここで終わる」という途切れがはっきりしないまま「残りは映画で見てほしい」ということで映画の宣伝に直接つながって終わったという形になっておまして、これを見ていた視聴者から非常に多くの疑義が寄せられました。「これではまるで映画館に見にいけという宣伝ではないか」ということでありました。地方局では、サンテレビ『今夜もハッスル』について、これは非常に性的表現が過激だということで、かなり断続的、継続的に意見がありました。この番組は、私たちの意見がもとになったのかどうかは分かりませんが、終了という形になっています。

番組制作者と青少年委員会

1年の流れでいいますとこういうことであったのですが、視聴者の意見ももっともであると感じます。これは「市民的公共善」という視点から見るともっともである。とりわけ「若い者に対する影響力ということについてもう少し配慮してほしい」というものについて取り上げたことは何度もあります。ただそれを文書でお知らせして「なんとかしら」という形だけにするのは、これからは減らしていきたいと考えています。できれば、なぜこういう形にならざるをえなかったのか。あるいはもっとほかの形にできなかったのか。また視聴者のこういう意見について現場はどう考えておられるのかということについて、直接意見交換をするという場を作りたいということで、今年度から、放送関係者に来ていただいて、直接意見交換をする場を増やしました。まだ今年度は合計で3回だったと思いますが、それでも、率直に意見が聞くことができ、一方的な文書で言い合いするというよりは、はるかに生産的な議論ができたように思っています。こういった取り組みを今後も続けていきたいと思えます。私たち青少年委員会も現場の苦勞というものをもう少しでも理解しながら、それでも、「こういうことについては原則譲らないで」というものを提示していきたいなど

考えております。

バラエティーについては、すでに非常に興味深い報告が出ているのですが、私たちの委員会でも、毎回の議論になってまいりました。基本的には放送倫理検証委員会と似たような結論ではありません。特に議論が多かったのは、視聴者から「バラエティー番組で『罰ゲーム』と称して非常に人間の尊厳を無視したようなひどい罰ゲームが行われているのではないか。それを見て、まだ年端もいかない子どもたちが真似したらどうするのか」というような意見でした。

これについては、たいへん難しいということをお私たちも感じています。というのは、「笑い」というのは、いろいろとありますが、意外性があるところにしか笑いは起こらないわけです。想定外のことが行われた時に笑いの前提が作られます。例えば、これはある番組ですが、真冬にあるお笑いタレントがほぼ素っ裸で檻の中に入れられて、街を檻の中へ入れられて歩くというようなシーンがある。そうすると、それを普通想定できない、素っ裸に近い状態で真冬歩くわけですから、えっと意外に思うわけですね。でもそれだけでは「笑い」にはなりません。その意外な場面で、実はその当のタレントがそれを「ひどい」と言うのではなくて、それを利用していろいろなことをやり出す。あるいは、それを自分自身でも面白がっている、笑っているという。そういうことで「寒いのに怒らないんだな」という形でまた2つ目の意外性がそこで発生するわけです。その時には、この視聴者は、緊張しているといいますか、「なんであんなことをするんだらう」というふうに緊張しているのが、その当の出演者たちが、それを笑ってしまうだとか「大したことはないんだ」という形で2つ目の意外性を作ることによってその緊張が弛緩するという状態が起こります。この緊張が弛緩する時に「笑い」が発生するわけです。そういう意味では、面白い笑いを取ろうとしたら、その意外性のレベルを大きくして、そしてそこでもう1回ひっくり返すという、こういう構造が不可

欠にならざるをえないわけです。そういう番組の作り方で苦勞しているという様子がよく伝わってくるわけですから、それを頭ごなしに「ダメだ」というふうには、私どもも委員会もやっぱり言いたくないわけです。ただ、その意外性というのが、例えば弱者に対する対応の仕方の意外性であったりするというようなことになりますと、これは人権問題にもかかわってきますので。そこでできるだけ、その同じ笑いでも質のいい笑いというのでしょうか、本当に笑えるというような笑いを作るということをやはり頑張ってやっていただきたいというのが、私どもの委員会の意見でもあります。

そのためには、バラエティーを制作しているちばんの最先端の、特に若いメンバーが多いと思うのですが、そういう人たちの中に、その「笑うというのはいったい何なのか」「なぜ笑いが必要なのか」というような、そういう非常に原理的なことを少しでも議論し合うような、そういう雰囲気番組作りの中でやはりぜひやっていただきたい、作っていただきたいと思います。それは、自分たちの作っている番組が、次の世代である若者たち子どもたちのいわば教養を形成していく、何に関心をもって生きていくのかという、教養を形成していく大事な仕事に常につながっているという自覚から生まれるその議論だと思えます。「そういうことをぜひお願いしよう」ということをこれからも言い続ける。番組の作り方そのものについては、私たちがあれこれ言って、それに影響を受けるようなことであってはいけないと思うので、それは市場の原理で作っていかざるをえないと思うのです。そこに公共善の考え方というものを私たちが提示することで、その接点を豊かにしていただきたいというのがお願いであります。

実はこの青少年委員会には中学生のモニターがありまして、毎月決まったテーマで感想を寄せていただいています。さらに、年に2回モニターに集まってもらって会をやっていますが、その中学生たちの意見が、私どもから見ても非常にしっかりしているということに驚きます。この中で、ほ

んとこれはそうだな、ぜひ現場の人は、中学生はこれほどしっかり見ているんだということを知ってほしいということについては、そのままの形でお伝えすることを決めました。ぜひ見ていただきたい。きょうはちょっと時間がないので十分紹介できませんけれども、なるほどというものが実に多いということをご承知置きいただきたいというふうに思います。

2010年度の青少年委員会の活動

最後になりますが、来年度以降の青少年委員会も、基本的には視聴者意見を公共善の論理で評価しながら、現場の人に「これはどうしても伝えたい」あるいは「現場の人と議論したい」という場合には、番組関係者と直接議論を重ねるというような形をできるだけ多くしながら、お互いがお互いの鏡になり合うというのでしょうか、接面を豊かにするというような関係をぜひ作っていきたいと考えています。

また、中学生モニターが非常にしっかりしているということで、来年度からは、このモニターを高校生までに広げるとことを考えています。そういう意味で、視聴者に実は子どもがいるということ、ぜひ番組制作あるいはその総括の過程で意識していただけるようにということをお願いして、私たちの委員会は活動を続けたいと思っております。どうも失礼いたしました。